



けいそう  
**勁草法律事務所**

「疾風に勁草を知る」  
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって  
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル  
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約  
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

ようやく新型コロナウィルス感染が小康状態になりましたので、県外の某市に出かけました。前回が新型コロナウィルスの話が出る前でしたので、ちょうど2年ぶりです。久々に行くといつも昼食をとっていた蕎麦屋がなくなっているようで、他にも閉店になっている店がちらほらあり残念でした。お墓参りで新しいお花を活け、ご先祖様にお礼を伝えることが出来ましたので安心です。また寒くなると新型コロナもですがインフルエンザもはやりそうですので引き続きお気をつけてお過ごしください。



今回のオリジナルの記事は、残業代請求に対し小規模事業体・会社で「管理監督者」という反論ができるかという記事・隣地の利用権や隣近所の利用権に関する法律の改正についての記事です。それ以外の記事は税務会計に関するものとなります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウィルスの早い終息をお祈り申し上げます。

## 残業代請求に対し、小規模な事業体・会社で「管理監督者」という反論は考えられるのでしょうか？

21.10.31 | オリジナルメルマガ



創業して間もない会社やいわゆる法人なりに近いケースでは、創業者の他に家族や親しい方などが一緒に事業をする場合が多いのではないでしょうか？もちろん、そのうち従業員を雇用するということはあります。こうした従業員を含め数人程度の規模である場合、残業代請求を（元）従業員からされたとき、その方が「管理監督者」という反論を裁判所が最終的に採用してくれるのかが問題になります。



○管理監督者とは？反論の位置づけや意味合いは？

残業代請求では、固定残業代の有効性や残業時間の長さの他、請求している方が「管理監督者」かどうか問題になることがあります。ここでいう「管理監督者」とは、労働基準法41条3号に定められるものです。この反論の意味は、働き方や立場から見て、出退勤や勤務時間を自ら判断するために、労働時間の規制（残業の規制）・休日の規制になじまないとされ、健康管理や深夜残業の問題は残りますが、基本的に残業代は問題とされないというものです。つまり、深夜残業を除き残業代の問題は生じなくなります。ただし、残業が多いと過労等があった場合に会社に賠償請求が認められる可能性が出てきます。

そのため、ここでいう「管理監督者」には名前だけ店長や部長などというものが存在するだけでなく、実態が規制になじまないものである必要があります。行政解釈もありますが、最近の裁判例では勤務実態や権限から見て、経営層（社長）の分身といえるだけの権限を持った方が問題となります。支店や店舗の場合には、そこでの権限や実態がどうかという話になってきます。小さい会社の場合、代表者・創業者に権限が集中することが多いように思われますので、全体的な権限の中でどこまで代表者の分身ともいえる状態かが問題になってきます。経営上の重要事項への関与（労務管理含む）や待遇内内容がそれにふさわしいかも問題となります。この待遇面でも他の方よりも多く参考になるのが代表者となると、満たすのはそう簡単ではないかもしれません。

#### ○小規模な会社や事業体では存在する？最近の裁判例を踏まえて

先ほども触れましたが、小さい会社や事業体（個人事業）の場合、従業員管理がルーズであれば出退勤が事実上自由の場合はありますが、経営効率の面で問題が出てきます。この意味で自由であっても何らの権限もない場合、先ほどの管理監督者というのは難しくなってきます。

逆に日報その他で従業員の業務や業績管理をしているときは、評価その他を通じて管理・運用をしやすい面があります。この場合は、出退勤の自由があったというには相応の根拠となる資料（契約書その他の定めや実態を示す資料）が必要になるでしょう。業務の種類から見て出退勤が直行直帰が多い場合、出退勤など勤務時間を自由にできるとは当然には言えない面があります。

こうしたところもあって、小さな会社や事業体で「管理監督者」の反論をするというのはそう簡単ではないよう、筆者個人的には思うところです。ところで、ごく最近の裁判例（東京地裁判決令和3年5月14日）で、残業代請求に対し、その従業員が「管理監督者」にあたるのかどうか・実際の残業時間がどれだけなのかなどが争われたものがあります。以下では、判決文の事実認定に沿いますが、少し紹介しつつコメントしていきます。

問題となったケースは簡単に言えば、従業員が数人程度の不動産賃貸業を営む会社に対する残業代請求がなされたものです。反論として、①賃貸管理の部門権限を与えられ、直行直帰をその方が自由に行っていた等の点から「管理監督者」である②残業時間について、副業を行っていた時間が相当程度あり、残業時間とは言えない等のものがなされていました。

このうち、①について判決では先ほど触れた事柄（権限を持っているとはいわず、日報などの管理の存在・直行直帰はあっても業務の性質上の話）や従業員数が少ない場合にはそもそも管理監督者がいるとは考えにくいという判断をしています。②については、副業を行っていたという具体的な証拠がないという判断をし、多くの部分で会社側の言い分を排斥しています。①は待遇面も考慮されています。

①については先ほど述べた点がそのまま当てはまっているように思われます。この反論をして争う場合に,仮に判決に至った場合の付加金（ペナルティ）リスクも踏まえたうえで見通しをつけることもありうるところです。②については現在の労働時間の規制からすると,タイムカード等で記録されている・残業許可制の場合には許可された時間の範囲内となると,基本は業務を行っている可能性が高いと捉えられることがあります。ここを崩していくためには相応のやり取り（当時のもの,例えば注意したなど）は必要なように思われます。こうした根拠資料等も踏まえたうえで,①と同様ですが見通しを立てていく必要があるでしょう。

## 隣地の利用権や隣近所の利用権に関する法律の改正（所有者不明土地に関する規制・続編）

21.10.31 | オリジナルメルマガ



令和3年に改正された民法の内容の一部に、「相隣関係」の規制の変更があります。これ自体は必ずしも所有者不明土地への対策ではありませんが、ライフライン設置のための隣地の利用に関する事項が含まれていることや、そもそも重要な話ですので、今回触れていきます。



### ○そもそも、「相隣関係」の規制とは？

住宅に限りませんが、自宅の利用に関して隣の家の敷地を使わざるを得ない場合や、隣接する土地から土砂や水が流入した場合の対応など、近くの土地等の所有者との間で利用その他が法律で規制されています。これがこそが、相隣関係の規制と呼ばれるもので、今回の改正前も通行地を確保するための利用や自宅修理などのために隣の敷地を利用すること・水の流れに関する規制・境界標や境界部分の利用に関する規制が含まれています。

建物の建築については建築基準法の規制もありますが、目隠しの規制等が定められています。境界部分の利用の規制は案外知らないところですが、重要です。ことに、隣地が高いところにある場合、そこからの水の流れを低いところにある土地の方は甘受しないといけなくなります。そのため、水が流れ出していることへの何かしらの請求は制限される（土砂が流出した場合の撤去は別ですが）点にも注意が必要です。

例えば、現在の法律でも、自宅の修理のために隣地の利用を請求することはでき、損害が生じた場合には補償する必要があるといった規定はあります。家に立ち入ることまでは相手の承諾がないとできません。しかし、修理など法律で定められた目的以外で利用できる場合があるのかどうか・利用の意味が曖昧などの問題があったと

これから、こうした点の改正がなされています。あわせて、越境してくる枝や根の切除に関するルールも整理されました。

## ○改正の内容とは？

先ほど少し頭出しましたが、例えば、隣接する土地の地下を通す形でライフライン（水道管やガス管等）を通す場合に、隣接する土地の利用をすることになります。この場合の利用権の内容や、利用の前に行っておくべきこと、何かしらの損害が生じた場合の対応内容などが定められました。

利用できる場合としては、境界標の調査や測量のための利用・ライフラインの設備を設置する場合が明確化されました。境界標の調査や測量は、境界に関する認識が異なる場合にはトラブルになる可能性が大きいところですが、利用権限は明確化されました。利用する際に、隣地を掘り起こすことができるかは一つの問題ですが、肯定するという見解が存在します。とはいっても、境界に関する認識の対立が大きい場合、何が必要な範囲での掘り起こしなのかといった点で対立が生じる（例えば、境界に関する標識や根拠を隠滅しているのではないかという疑いからのトラブル）可能性がある点には留意が必要でしょう。

ライフラインの設置には電気ガス水道の他にインターネットや電話回線の設置が含まれます。ただし、この設置のために隣地のどこも利用できるというわけではなく、隣地の所有者にとって最も損害が少ない場所の利用をすることが要求されています。公道に通じる私道があればその部分を選択することになるでしょうし、注意が必要です。

利用方法も整備されており、いきなり隣地を利用できるわけではない点に注意が必要です。建造物に侵入すれば建造物侵入罪になりますし、犯罪にならなくてもトラブルになる可能性があります。改正により、予め隣地の所有者に対して利用目的・どの場所を・どのような方法で利用するかの通知が要求されています。ここでの通知は、所有者不明土地でも要求され、賃貸に出されている土地の場合には所有者・賃借人双方に対して要求されています。

所有者不明土地についてどうやって通知をするのかという気がするところですが、法律上公示送達による意思の表示というものが定められており、こちらを活用します。この場合は所在不明であるということを裁判所に示したうえで裁判所に公示送達（掲示板に掲げてもらう方法）してもらうことになります。

ちなみに、ここでいう通知は事前ならば直前でもいいかと言えば、そんなことはありません。相手に対応をどうするか準備を与える意味がありますので、ケースごととはいえ少なくとも1週間前である必要はあるでしょう。

あらかじめ通知しても相手が同意をしてくれるとは限りません。同意があれば問題ありませんが、この場合にどうすればいいのでしょうか？結論から言えば、妨害禁止の裁判手続きをとる必要があります。もちろん、こち

らは確定的に拒否され交渉の余地もない場合にとる方法となりますが,利用する根拠があるときには裁判手続きで認められる可能性が高いこと等を示して話し合いをすることが最初の話になってくるでしょう。

ここで裁判手続きに行く場合には,相當に近隣トラブルが発生しやすい可能性があるものと考えられます。ちなみに,公示送達の場合には相手が承諾する(拒否する)ことは考えにくいですが,特に所有者不明土地などで誰も利用していないケースでは,先ほどの裁判手続きをすることなく利用することに問題がない場合もあるでしょう。それでも建物がある場合には承諾がない以上立ち入りは避けた方がいいでしょう。

さらに隣地の利用で相手に損害を与える場合のお金の負担や支払いに関しても規定が整備されました。

隣地にある木の枝や根が伸びてきて邪魔になる場合にはこれまで規制が存在しました。これまで枝については隣地の所有者に切除するよう要求できるが自らは切除できない・根は切り取ることができるというものでした。この場合の面倒な点は,枝について隣地所有者が拒否した場合,枝の切除は請求の裁判を起こし,請求を認めてもらって強制執行という手続きで行うしかないという点です。勝手に切ると犯罪になる可能性や損害賠償請求を受ける可能性もありました。特に隣地が共有の場合には,共有者全員の同意が必要であり,相當に面倒な話となっていました。

改正によっても原則は,隣地の所有者に枝を切ってもらうよう請求するという点は変わりません。ただし,例外的に自ら切除できるようになりました。例外は次の場合です。

- ① 一定期間内に切除するよう請求したが応じてくれない場合
- ② 隣地所有者が所在不明の場合
- ③ 緊急やむを得ない事情がある場合

このうち,③はそう簡単に認められるとは限りませんので,基本は①か②になるかと思われます。②はいわゆる所有者不明土地は該当しますが,所在不明といえる根拠を整理しておく必要があるでしょう。①については,口頭で請求しただけの場合は避けておくことが無難です。というのも,相手が応じない場合にはトラブルになる可能性が高く,言った言わないの話になることが予測できるためです。例外にあたるというのは切除する側が示す必要がありますので,書類など証拠で残る形で行っておく必要があります。

以上のように,隣地の利用や関係に関する法律の規制が一部変更整備されます。隣地の関係は気にする際トラブルになっていることも多く,規制の内容について良く注意をしておいた方がいいでしょう。

## 税務調査が実施されづらくなる？書面添付制度とは

21.10.26 | ビジネス 【税務・会計】



課税対象者に対して行なった2019事務年度の税務調査の件数

は、法人税で約7万6,000件、所得税で約43万件（文書、電話などによる簡易な接触も含める）、相続税で約1万件にのぼります。

納税者にとってはできれば避けたい税務調査ですが、これを拒否することはできません。

しかし、税理士に『書面添付制度』の利用を依頼することで、税務調査の行われる確率を下げるることはできます。

税理士が取り扱うことができる書面添付制度とは、いったいどのようなものなのか、解説していきます。



税務調査の前に税理士が意見陳述できる制度

書面添付制度とは、税理士が依頼者の税務申告等を行う際に、申告書類が税務の専門家の立場からどのように調製されたかをまとめた規定の“書面”を作成し、添付することで、もし依頼者が税務調査を受けることになった場合に、税理士に意見陳述の機会が与えられるというものです。

相続税・所得税・法人税などの税務申告の際に利用できる税理士法に基づいた制度で、税理士だけに利用する権利が認められています。

つまり、書面添付制度を利用すれば、いきなり税務調査が行われるのではなく、その前に意見を述べる場が一つできるということです。

添付する書面の様式は財務省令で定められており、税理士は項目ごとに税務に関して計算・整理したことや、依頼者から相談を受けた内容などを記入します。

また、申告書類だけではわかりづらい部分を補足説明として記入する場合もあります。

税務調査の対象となった際は、税務署は添付された書面に従って、税理士から意見を聴取します。

その結果、問題点や疑問点が解消されて、税務調査が必要ないと判断されれば、税務調査そのものが省略され

ることになります。

## 添付する書面は“質の高い書面”であること

事業者としては、負担のかかる税務調査はできるだけ避けたいもの。

そのためには、書面添付制度を利用するにあたり、“質の高い書面”を作成する必要があります。

ここでいう質の高い書面とは、記載してある内容がきちんと申告書類の不明点を補っており、なおかつ正しい決算であることが証明できている書面のことです。

のために、事業者は税理士に包み隠さず財務状況を伝える必要がありますし、経理も偽りなくきちんと行わなければいけません。

基本的に書面は税理士が作成しますが、事業者もその内容を把握し、共に質の高い書面を作るという意識で、顧問税理士には全面的に協力しましょう。

そもそも書面添付制度は、税務調査を逃れるための制度というより、“正しい決算”を行うことを目的とした制度なのです。

## 税務調査の省略以外のメリット

書面添付制度には、税務調査を回避する以外にも、**金融機関に対しての信頼性を高める効果**があります。

金融機関は企業に融資を行う際に、その企業の財政状況や将来性や課題などを把握しておく必要があります。書面添付制度を利用していれば、決算の数字だけではわからない細かな情報を得られるため、透明性の低い企業よりも信頼性が高まるというわけです。

また、書面添付制度の利用は、そもそも正しい決算に基づいた申告であることが前提なため、健全な会社経営を行っているとみなされ、結果として、融資の際に金利や返済期間などの面において、優遇される可能性もあります。

このようにメリットの多い書面添付制度ですが、いくつかのデメリットも存在します。

事業者が顧問税理士に書面添付制度の利用を依頼する場合、通常の顧問料のほかに、書面添付のための費用が発生する場合がありますし、税理士と連絡をとる回数も多くなるため、負担が増す可能性もあります。

また、書面添付制度を取り扱っていない会計事務所もあり、税理士によっては依頼しても断られてしまうこともあります。

そうなると、そもそも書面添付制度の利用を諦めるか、別の会計事務所に申告書類の作成から依頼しなければなりません。

いずれにせよ、書面添付制度を利用するには、前提として健全な経営を行っていることが必須です。日頃から正しい経理・決算を行っていきましょう。